

令和 8 (2026)年度インスタグラムを活用した「栃木女子×TOCHIGI LIFE」発信業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 (2026)年度インスタグラムを活用した「栃木女子×TOCHIGI LIFE」発信業務

2 事業の目的

本業務は、若年層に親和性が高く、世界観を伝えやすいSNSであるインスタグラムを活用し、県民をはじめとする栃木ファンからの投稿を促進し、閲覧者に魅力的なとちぎ暮らしを想起させ、さらなるフォロワーや投稿の増加を図ることにより、ユーザーの連鎖による栃木ファンの創出・拡大につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 (2027)年 3月31日 (水) まで

4 契約金額の上限

10,079,300円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

5 広告配信費の下限

運用やレポート制作に係る費用を除いた純粋な広告配信経費として4,140,000円 (税抜) 以上を充てること。

6 ターゲット

県内在住女性 (18-44歳) 及び首都圏等在住女性 (25-44歳) 並びにそれらのパートナー

7 委託業務内容

(1) インスタグラムによる情報発信

ア インスタグラムの運用

- ① 県が指定する以下のインスタグラムアカウント (以下「アカウント」という。) にて週 1 回 #とちぎきぶんが付与された投稿の中からリポスト投稿を行うとともに、月 2 回程度、県内各地を取材しオリジナル投稿を実施すること。
 - ・とちぎきぶん @tochigi_kibun
- ② 投稿の実施に当たっては、ターゲットの共感を得るまたは興味関心を喚起するような記事作成を行うこと。
- ③ 投稿内容は、アカウントの世界観を十分把握し、違和感なく入り込めるものとし、何気ない日常や栃木ファンだからこそ知るフォトジェニックなスポットの紹介など、とちぎ暮らしの中で発見した魅力を伝えられる内容とすること。また、写真だけでなく動画も積極的に採用するなど魅力ある発信を行うこと。
- ④ 過去の投稿から、どのような要素が「いいね」の数等投稿のエンゲージメントに影響を与えているかを分析し、その結果を基により多くのユーザーにリーチし、アカウント閲覧者からの反応が期待できるリポスト候補や取材先を選定すること。
- ⑤ アカウント閲覧者に本県への憧れや期待などの気持ちを喚起するだけでなく、とちぎでの暮らしの想起まで意識した要素をコンテンツに含めること。
- ⑥ 投稿の際は、より多くのユーザーへ露出するよう、スモール・ミドル・ビッグのハッシュタグボリュームのバランスや関連するハッシュタグ、トレンドのハッシュタグなどを考慮し、各投稿のハッシュタグを設定すること。ただし、各投稿に必ず「#とちぎきぶん」を付すこと。

- ⑦ 投稿内容について、事前に栃木県の実情を得ること。
- ⑧ 投稿内容の作成に必要となる取材（協力者の選定、協力者等の肖像権、著作権等に係る調整、配信媒体の同意を含む一切の調整及び許認可等の諸手続等）は、受託者自身で行うこと。
- ⑨ プロフィールやlinktr.eeを適宜更新し、活用すること。
- ⑩ フォロワーの離脱を防ぐための施策として、他業界のアカウント等のリサーチを定期的に行い、ユーザーとの距離を縮めたり、ユーザーにリアクションを促すようなテクニックを活用し、フォロワーのエンゲージメントを高める運用方法を提案すること。
- ⑪ 公式ライターを5名程度選定し、年間を通して1名あたり2本程度のリール動画等コラムを制作し、アカウントのコンテンツを拡充すること。なお、ライターの選定や運用の方法について提案すること。
- ⑫ ①から⑪のほか、インスタグラムの機能を活用した効果的な運用方法があればあわせて提案すること。

イ インスタグラムキャンペーンの実施

- ① アカウントのフォロワー増加及び「#とちぎきぶん」による投稿を促すためのインスタグラムキャンペーンを実施すること。
- ② キャンペーンは、ターゲットに向けたプロモーションとし、フォローやハッシュタグ投稿を促すためのユーザー参加型やプレゼント企画など、フォローやハッシュタグ投稿を促すためのプロモーションを提案すること。
なお、詳細については栃木県と協議すること。
- ③ キャンペーンは、年3回程度実施することとし、目標達成に最も効果的と思われるキャンペーン内容を企画提案すること。なお、キャンペーン実施時期及び期間については、栃木県と協議の上決定することとし、より長期間の実施等の提案を妨げるものではない。
- ④ キャンペーンのうち1回以上、アカウントの認知拡大及び新規フォロワー獲得を図るため、一定程度認知度がある県内事業者等のアカウントとコラボレーションキャンペーン企画を提案すること。
- ⑤ キャンペーンを実施する際は、ターゲットに対して訴求力があるテーマを提案すること。過去キャンペーンのテーマについては、アカウント内のキャンペーン告知投稿及び令和7年度に実施した「#とちぎきぶんキャンペーン (<https://verygoodlocal-tochigi.jp/tochigi-kibun/campaign25-26/>)」を参考とすること。
- ⑥ 各キャンペーン期間中、週1回程度、インスタグラム内で本キャンペーンに係る告知を行うこと。
- ⑦ ユーザーから本キャンペーンに関する質問があった場合は、概ね3日以内に返答すること。

ウ キャンペーンについての広告配信

- ① イのキャンペーン参加を促進するためのインスタグラム広告を行うこと。なお、その他効果的と思われる媒体があれば提案すること。
- ② キャンペーン広告のクリエイティブについては、キャンペーンのテーマや開催時期に沿い、ターゲットに訴求するものとし、趣向や素材等が異なるものを各キャンペーン期間中に複数パターン作成し、A/Bテストの手法を取り入れること。
- ③ クリエイティブは主に動画を作成することとするが、静止画の作成を妨げるものではない。
- ④ 配信対象は「6 ターゲット」とし、詳細は栃木県と協議すること。
広告の掲出により得られたリマーケティングリストを蓄積するとともに、広告運用の状況により必要に応じてリマーケティングによる広告を配信すること。
- ⑤ 配信方法は、ターゲットへの到達確度の高い方法を選択するものとし、栃木県と協議の上で決定すること。
- ⑥ 広告配信に当たっては、最適化ポイントを設定すること。

エ 賞品等の準備発送業務

イにおいてプレゼントキャンペーンを実施する場合は、賞品の手配及び当選者の抽選、発送等一切の業務を行うこと。なお、以下について留意すること。

- ① 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に留意しながら、各種企画の賞品応募条件に応じて賞品の種類を変えるなど、ターゲットにより効果的に遡及する賞品を提案すること。
- ② 民間事業者とのタイアップ等による賞品の設定を妨げるものではなく、積極的に提案すること。
- ③ 契約期間内に全ての当選者へ賞品の発送を完了させること。

オ 目標KPI等

- ① 1 キャンペーン当たり投稿数2,500件以上
- ② 上記目標を達成するための広告運用計画を提案し、栃木県と協議の上で決定すること。
- ③ 予算規模に達しないうちに、目標KPIを達成した場合であっても、広告の配信を継続し、予算内での広告配信効果の最大化を図ること。

(2) イベントの開催

ア 内容

- ① フォロワーのエンゲージメントを高めるとともにとちぎきぶんの運用改善等、発展につなげるため、フォロワー限定のリアルイベントを実施すること。
- ② フォロワーの興味関心を喚起するような企画とし、県産農産物等のPR、消費拡大、ポテンシャルの再認識等につながる要素を含めた内容とすること。また、運用等に関してとちぎきぶんファンからの意見を徴取できるような内容とすること。
- ③ イベント会場の選定やイベント案内、進行表の作成等の事前調整及び当日の運営を行うこと。イベント会場は、県産農産物を積極的に使用しているレストランやカフェなど、県産農産物のPRに関連し、参加者がアクセスしやすい場所が望ましい。なお、会場使用料、その他の会場設営料（備品・機材一式、荷物搬入・搬出等）は委託料の中から支出すること。
- ④ イベントの進行等を行うファシリテーターを1名以上出演させること。ファシリテーターは栃木県と協議の上選定する。なお、出演料等は、委託料の中から支出すること。
- ⑤ インスタグラム及びサイトで募集及びイベント告知を実施すること。
- ⑥ 参加者は20名程度とし、定員を超える応募があった場合は調整すること。

イ 実施回数・時期

実施回数は年1回程度とする。また、実施時期は遅くとも2月までとし、フォロワーが参加しやすく、最も効果的と思われる開催時期を提案することとし、栃木県と協議の上決定すること。

ウ アンケートの実施及び取りまとめ

Googleフォーム等を使用し、参加者からアンケートを収集すること。アンケートフォームの内容については、業務委託契約締結後に栃木県と協議の上決定すること。

(3) ウェブサイトのコンテンツ拡充及び保守管理

ア 保守管理

- ① 栃木県公式ファンサイト内の「とちぎきぶん公式ページ」において、季節に合わせたデザインやコンテンツの配置等についての軽微な改修を、栃木県と協議の上実施すること。特に、トップ画面の画像については、季節に応じて画像を変更すること。リポスト投稿画像または「#とちぎきぶん」が付された投稿の中からとちぎきぶんの世界観に則した画像を選出することとし、使用にあたっては投稿者に使用許諾を得ること。

とちぎきぶん公式ページ：<https://verygoodlocal-tochigi.jp/tochigi-kibun/>

- ② スマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認について、一般的な通信回線速度環境等を十分に配慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。
- ③ スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android端末等において支障なく表示されることを確認すること。PCについては、一般的な性能を有する端末において支障なく表示されることを確認すること。

イ コンテンツの拡充

- ① ライターが制作したリアル動画等のコラムを「とちぎきぶん公式ページ」の内で公開し、公式ページのコンテンツを拡充すること。
- ② (1)アで実施するオリジナル投稿についても、公式ページ内で公開するなどコンテンツを拡充すること。
- ③ (1)イのキャンペーンを行う際には、公式ページ内に、キャンペーン概要を紹介するキャンペーン特設ページを制作すること。なお、必要に応じ配色や実施概要（期間やプレゼント等）の更新を行うこと。
- ④ 公式ページにリポスト内容を掲載するなど、ユーザーのエンゲージメントを高め、投稿意欲を促進するコンテンツを作成すること。
- ⑤ 令和7年度に作成したスマホ版壁紙カレンダーを、公式ページ内に作成予定であるダウンロードページに毎月初日に公開すること。なお、カレンダーデータは、県から提供する。
※カレンダーダウンロードページは、令和7年度に作成したものを更新すること。
- ⑥ ウェブサイトの構成及び各種コンテンツの内容については、公開前に栃木県と協議すること。

(4) 効果測定・分析及び報告

ア インスタグラムの運用

- ・アカウントや各投稿のインサイトを分析し、フォロワーやハッシュタグ投稿数の増加につながるよう、フォロワー外へのリーチ増や各投稿のエンゲージメント率を高めるための改善を図ること。なお、分析の結果について四半期に一度報告を行い、必要に応じて改善提案すること。
- ・委託期間を通して、毎月フォロワー数、ハッシュタグ投稿数の推移を把握し、増減の要因等を分析し、報告すること。

イ インスタグラムキャンペーン

- ① 広告配信に当たっては、クリエイティブごとにリーチ、クリックに係る数値等の分析を行うとともに、各キャンペーン開始2週間程度を目安に配信結果を報告すること。なお、当該キャンペーン期間中及び次のキャンペーンに向け、定期的に栃木県とのミーティングを実施し、運用の見直し（ターゲティングや配信設定の変更等）についての改善提案を行うこと。運用の見直しに当たっては、栃木県と協議の上実施すること。
- ② 各キャンペーン終了後、期間中のフォロワー増数やハッシュタグ投稿数の結果を報告すること。なお、現在Instagramの管理画面では当該数値の把握ができない仕様となっているため、ソーシャルリスニングツール等を活用し数値の集計を実施するものとする。また、ハッシュタグ投稿数等の把握に係る経費は委託費に含むこと。

(5) 留意事項

- ア 公式ページ内のデザインは、スマートフォン及びPCに対応したレスポンシブデザインとすること。
- イ 公式ページの改修に当たっては、栃木県公式ファンサイトの運営・保守管理委託事業者との

調整等を行うこと。

ウ 別紙1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」のうち本業務に該当する項目を実施すること。

8 提出書類

- (1) 契約締結後遅滞なく、栃木県と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、栃木県に「業務実施計画書」（様式任意）として提出するものとする。
- (2) 委託業務完了後、「委託業務完了報告書」に「実績報告書」（様式任意）を添えて、栃木県に提出して、検査を受けるものとする。なお、実績報告書に、インスタグラムの運用実績（投稿回数、インサイト）、キャンペーンの実施実績（期間や回数、広告配信に係る結果、賞品発送実績など）を記載すること。
- (3) その他栃木県が必要と認める書類を提出するものとする。

9 委託料の支払

委託料の支払は、8(2)の検査において合格後の精算払とする。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (2) 事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 見積書や請求書の作成に当たっては、「制作費（キャンペーン企画、キャンペーン及び広告に係るクリエイティブ、イベント開催、ウェブサイト構築・拡充・保守管理、インスタグラム記事作成・投稿など）」「広告配信費」、「効果測定・分析費」を別立てで計上し、積算すること。なお、広告配信費を全体の4割程度とすること。
- (4) 投稿内容作成に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- (5) 業務の成果は、栃木県に帰属する。
- (6) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、栃木県と協議の上、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (7) 委託業務を自ら実施するものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要となる業務について、あらかじめ栃木県の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (8) この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、栃木県と協議により進めるものとする。
- (9) 栃木県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について随時調査し、報告を求めることができる。
- (10) 災害や感染症等の発生状況により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、栃木県の指示を受けて対応すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方

法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。